

# 養護教諭・栄養教諭の現状に関する基礎資料

# 目次

<b>I. 基本情報</b>	.....	<b>P. 3</b>
<b>II. 養成課程</b>	.....	<b>P.23</b>
<b>III. 採 用</b>	.....	<b>P.31</b>
<b>IV. 研 修</b>	.....	<b>P.42</b>

# I. 基本情報

# ◇ 養護教諭について

## 1 養護教諭の配置について

- 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、原則、必置。

(学校教育法第37条第1項、第49条、第49条の8、第69条第1項、第82条)

※学校教育法附則第7条の規定により、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校は、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

- 幼稚園及び高等学校においては、任意。(学校教育法第27条第2項、第60条第2項)

	本務養護教諭数	学校数 (A)	本務養護教諭がいる学校数 (B)	配置率 (B/A) (%)
国立	158	143	143	100.0
公立	27,969	27,562	26,200	95.1
私立	706	1,048	644	61.5
計	28,833	28,753	26,987	93.9

(※1) 出典：令和7年度学校基本調査  
(※2) 幼稚園、高等学校及び特別支援学校を除く。

## 2 養護教諭の職務について

### 〔任務〕

- 幼児児童生徒の養護をつかさどる。(学校教育法第37条第12項 外)

### 〔職務内容〕

- 児童生徒等の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、健康課題のある児童生徒等への指導に当たるとともに、健康な児童生徒等についても健康の保持増進に関する指導を行う。

#### 〔職務の具体例〕

- ① 保健管理・・・救急処置、健康診断、個人及び集団の健康課題の把握、疾病の予防と管理、学校環境衛生の管理 等
- ② 保健教育・・・各教科等における指導への参画 等
- ③ 健康相談及び保健指導・・・心身の健康課題への対応 等
- ④ 保健室経営・・・保健室経営計画の作成・実施・評価・改善、保健室の設備・備品の管理 等
- ⑤ 保健組織活動・・・学校保健委員会の企画・運営への参画と実施、地域社会との連携 等

# 養護教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として保健管理に関すること	健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生等に関すること	健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
		健康相談及び保健指導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
		保健室経営に関すること	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備
		保健組織活動に関すること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
2	主として保健教育に関すること	各教科等における指導に関すること	各教科等における指導への参画（チーム・ティーチング、教材作成等）

## 備考

- (一) 養護教諭は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）附則第十四項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭・講師として当該職務を遂行することが可能である。
- (二) 校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

# 養護教諭の教科指導等について

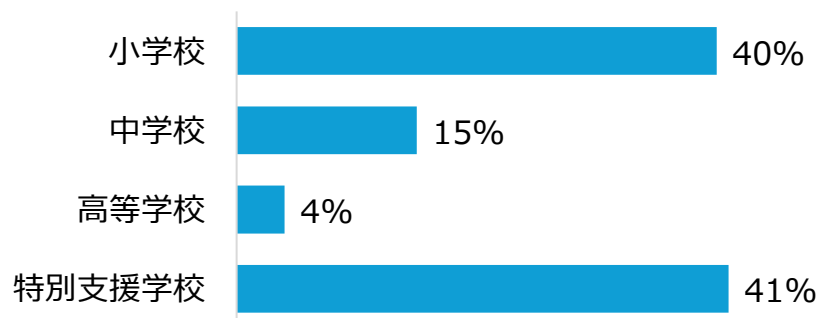
3年以上勤務経験がある者は、当分の間、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされている。

## 教育職員免許法附則第14項

養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

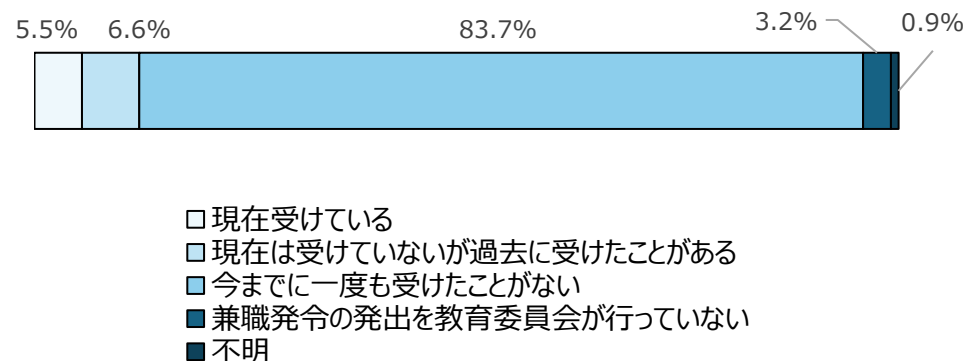
## 体育・保健体育における指導の実施（※）状況

（※）「指導の実施」は、活動時間の中で兼務発令やチームティーチング等により児童生徒への直接指導することを指す。



## 兼務発令状況

兼務発令を受けているか



※「教育職員免許法の一部を改正する法律等の公布について」（平成10年6月25日付け文教第234号文部事務次官通知）において、「養護教諭が年間の教育計画に基づき、組織的・継続的に、保健の領域に係る事項のうち一定のまとまった単元の教授を担当する場合にあつては、当該養護教諭を教諭又は講師として兼ねさせる発令が必要となること。」と通知している。

# ◇ 栄養教諭について

## 1 栄養教諭の配置について

- 全ての学校種(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校)において、任意。

(学校教育法第27条第2項、第37条第2項、第49条、第49条の8、第69条第2項、第82条)

	完全給食を実施している学校数(A)(※1)	栄養教諭等配置数(B)(※2)	配置率(B/A)(%)
国立	85	70	82.4
公立	27,328	10,425	38.1
私立	174	38	21.8
計	27,587	10,533	38.2

(※1)出典:令和5年度学校給食実施状況調査

(※2)出典:令和5年度学校基本調査

(※3)「栄養教諭等配置数(B)」とは、栄養教諭及び栄養職員の配置数

(※4)幼稚園、高等学校及び特別支援学校を除く

## 2 栄養教諭の職務について

### [任務]

- 幼児児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。(学校教育法第37条第13項 外)

### [職務内容]

- 食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行う。

#### [職務の具体例]

- ①食に関する指導・・・給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導への参画、食に関する健康課題を有する児童生徒等に対する個別的な相談指導(肥満、偏食、食物アレルギー等)
- ②学校給食の管理・・・学校給食実施基準に基づく栄養管理(献立作成)、学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(管理、分析、確認、指導・助言)
- ③教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整

# 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育その他の学校の教育活動に関する事	各教科等における指導に関する事	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導その他の学校の教育活動への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関する事	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等） 食に関する健康課題に係る保護者からの相談への対応
2	主として学校給食の管理に関する事	栄養管理に関する事	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関する事	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）
3	主として学校の管理運営に関する事	学校の組織運営に関する事	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進
		研修に関する事	校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関する事	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関する事	学校の安全計画等に基づく安全点検

## 備考

- (一) 上記に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて栄養教諭が担うことが必要と校長が認める職務については、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けることが可能である。
- (二) 校長が具体的に校務分掌を定める際には、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待される。

# 栄養教諭の教科指導等について

栄養教諭については、法令上、単独で教科指導を行えることとなっておらず、**単独で教科において食に関する領域を指導する場合には、特別非常勤講師としての任命が必要。**

## 栄養教諭の職務

教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体的なものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらす。さらに教職員の一員として、学校の運営管理に関する事項を校務分掌として担当することが期待される。

### (1) 食に関する指導

- ① 給食の時間の指導  
給食の時間における食に関する指導
- ② 教科等の指導  
教科等における食に関する指導
- ③ 個別的な相談指導  
食に関する健康課題を有する児童生徒に対する個別的な指導

一体として推進

### (2) 学校給食の管理

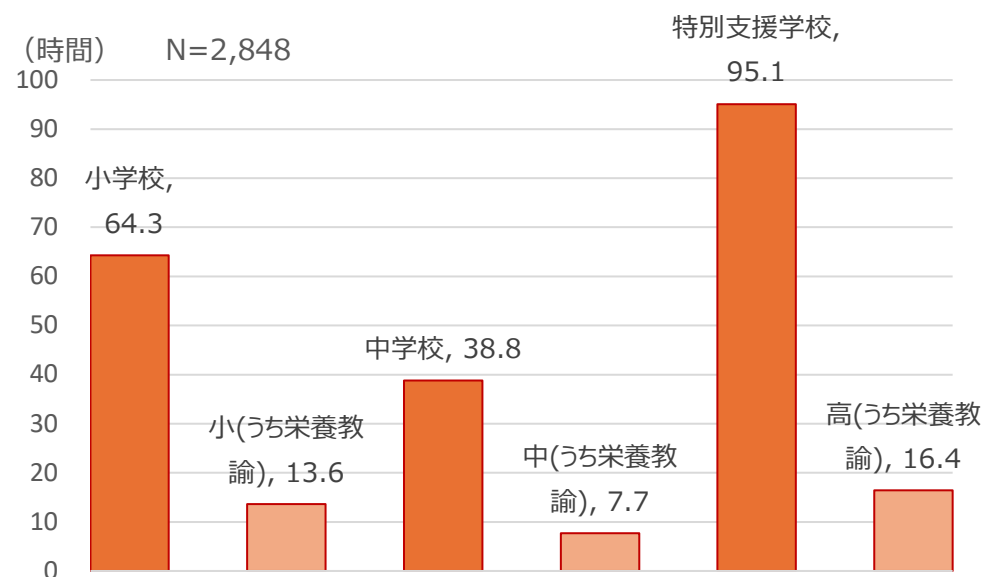
- ① 栄養管理（献立作成）  
学校給食実施基準に基づく、適切な栄養管理
- ② 衛生管理  
学校給食衛生管理基準に基づく危機管理、検食、保存食、調理指導 調理・配食 等

### (3) 学校の管理運営

- ① 組織運営  
経営方針策定、各種委員会、学年・学級運営、校務改善への参画
- ② 研修  
校内研修の企画、実施  
教育委員会等実施研修の受講
- ③ 保護者・地域住民等との連携協力  
関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
- ④ その他  
学校の安全計画等に基づく安全点検

出典：栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育（平成29年3月文部科学省）及び「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）」（令和7年4月30日付け7初健食第2号）を元に文部科学省作成

教科等における食に関する指導状況（年間指導時間）



出典：食に関する指導についての実態調査（令和5年3月 文部科学省）

### ○ 栄養教諭による教科指導等に関する免許法制上の解釈

栄養教諭の職務内容は、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に担うことであり、特定の教科の教授を担当することを目的とするものではない。栄養教諭の免許状については上記の職務を行う資質を担保するものであり、栄養教諭免許状を有する者であっても、特別非常勤講師として家庭や保健等の食の関連教材の教授を担当する場合には、特別非常勤講師としての届出が必要である。

# 養護教諭等と栄養教諭等の教職員定数の算定

## ①養護教諭等

- 3学級以上の小学校及び中学校に各1人の養護教諭等の定数を算定。
- 児童の数が851人以上の小学校と生徒の数が801人以上の中学校に更に1人の養護教諭等の定数を算定。  
→児童の数が801人以上、生徒の数が751人以上にそれぞれ引き下げ【R8～】※今後、国会に義務標準法の一部を改正する法律案を提出予定
- 医師の常駐する医療機関(病院又は診療所)のない市町村又は離島で、2学級以下の小学校又は中学校の存するものに1人の割合で、養護教諭等の定数を算定。
- 特別支援学校に各1人の養護教諭等の定数を算定。児童生徒数61人以上の特別支援学校に更に1人の養護教諭等の定数を算定。
- 児童生徒に対する心身の健康への対応を行うために加配定数を措置。

(参考)近年の養護教諭の加配定数改善推移

	H27予算	H28予算	H29予算	H30予算	R1予算	R2予算	R3予算	R4予算	R5予算	R6予算	R7予算	R8予算案
総数	360	370	380	390	400	410	410	415	435	455	485	485
対前年度	+15	+10	+10	+10	+10	+10	±0	+5	+20	+20	+30	±0

## ②栄養教諭、学校栄養職員

【単独実施校(学校給食を実施するための施設を置く学校)】

- 児童生徒数が550人以上の学校に1人、549人以下の学校については4校につき1人の割合で算定。
- 549人以下の単独実施校のみを1校から3校設置する市町村に1人の割合で算定。
- 学校給食を実施する特別支援学校に各1人の定数を算定。
- 児童生徒に対する食の指導への対応を行うために加配定数を措置。

【共同調理場(2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)】

- 共同調理場の対象となる小学校及び中学校の児童生徒数が1,500人以下の共同調理場には1人、1,501人から6,000人までの共同調理場には2人、6,001人以上の調理場には3人の割合で算定。

(参考)近年の栄養教諭等の加配定数改善推移

	H27予算	H28予算	H29予算	H30予算	R1予算	R2予算	R3予算	R4予算	R5予算	R6予算	R7予算	R8予算案
総数	347	357	367	387	397	407	407	412	422	432	437	437
対前年度	+15	+10	+10	+20	+10	+10	±0	+5	+10	+10	+5	±0

# 養護教諭数と配置状況 <学校種別>

(令和8年5月1日現在)

区分	本務養護教諭数	学校数 (A)	本務養護教諭がいる学校数 (B)	配置率 (B/A) (%)	
小学校	国立	66	66	100.0	
	公立	18,533	18,291	95.6	
	私立	244	250	82.4	
	計	18,843	18,607	17,758	95.4
中学校	国立	71	67	100.0	
	公立	8,962	8,982	8,427	93.8
	私立	443	778	422	54.2
	計	9,476	9,827	8,916	90.7
義務教育学校	国立	12	6	6	100.0
	公立	416	254	252	99.2
	私立	1	1	1	100.0
	計	429	261	259	99.2

区分	本務養護教諭数	学校数 (A)	本務養護教諭がいる学校数 (B)	配置率 (B/A) (%)	
高等学校	国立	18	15		
	公立	4,546	3,426		
	私立	1,432	1,320		
	計	5,996	4,761		
中等教育学校	国立	9	4	4	100.0
	公立	58	35	35	100.0
	私立	18	19	15	78.9
	計	85	58	54	93.1
特別支援学校	国立	48	45		
	公立	1,836	1,134		
	私立	15	16		
	計	1,899	1,195		
(幼・高・特除く) 全体	国立	158	143	143	100.0
	公立	27,969	27,562	26,200	95.1
	私立	706	1,048	644	61.5
	計	28,833	28,753	26,987	93.9

(※) 出典：令和7年度学校基本調査

# 栄養教諭・学校栄養職員（栄養教諭等）数と配置状況＜学校種別＞

（令和5年5月1日現在）

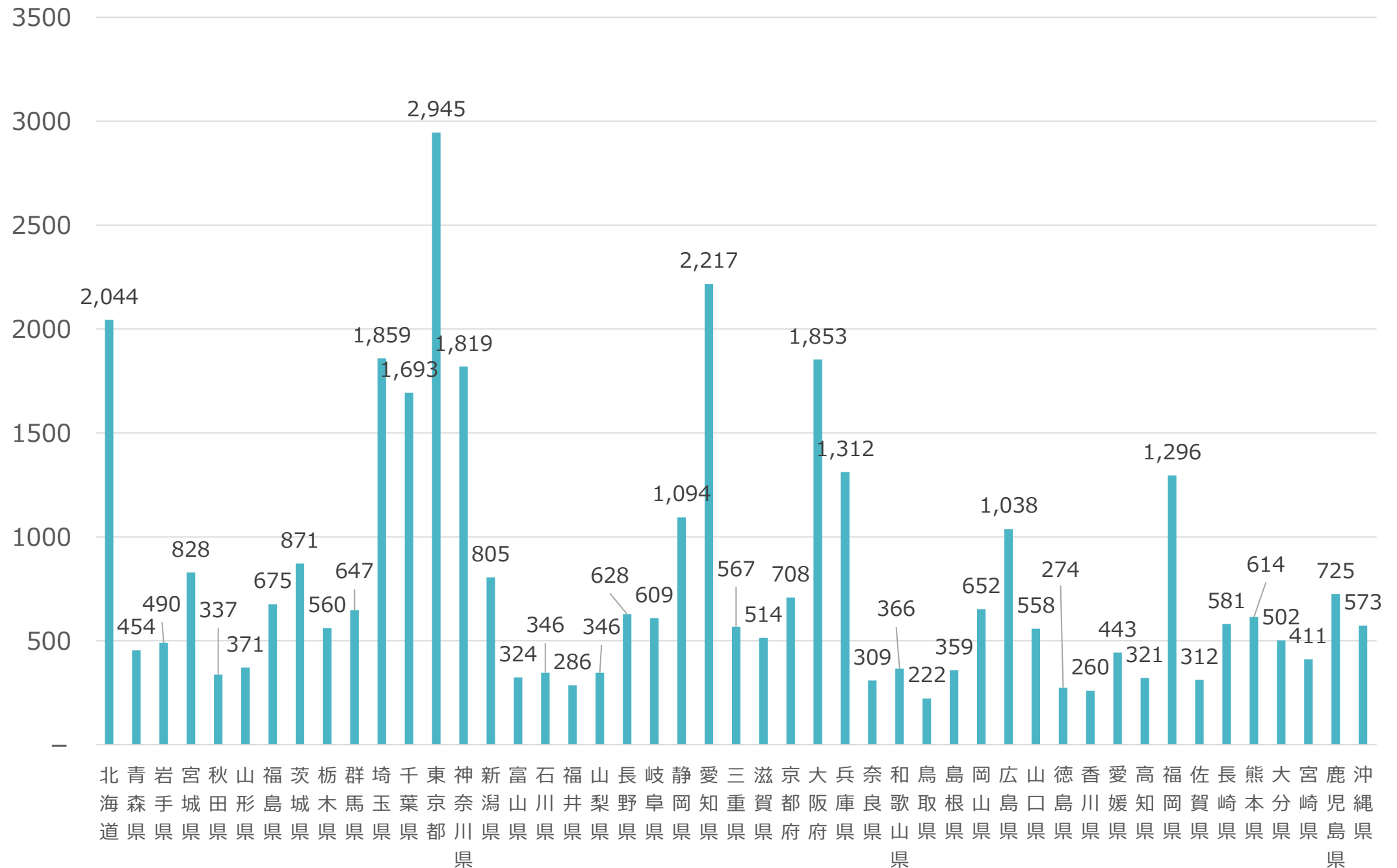
区分		完全給食を実施している学校数(A) (※1)	栄養教諭等配置数 (B)(※2)	配置率(B/A) (%)
小学校	国立	66	64	97.0
	公立	18,360	7,752	42.2
	私立	106	28	26.4
	計	18,532	7,844	42.3
中学校	国立	14	1	7.1
	公立	8,743	2,541	29.0
	私立	61	10	16.4
	計	8,818	2,552	28.9
義務教育学校	国立	5	5	100.0
	公立	199	119	138.8
	私立	0	0	0.0
	計	204	124	60.8

区分		完全給食を実施している学校数(A) (※1)	栄養教諭等配置数 (B)(※2)	配置率(B/A) (%)
中等教育学校	国立	0	0	0.0
	公立	26	13	50.0
	私立	7	0	0.0
	計	33	7,856	40.6
特別支援学校	国立	44	27	61.4
	公立	987	901	91.3
	私立	5	1	20.0
	計	1,036	929	89.9
全体(幼・高・特除く)	国立	85	70	82.4
	公立	27,328	10,425	38.1
	私立	174	38	21.8
	計	27,587	10,533	38.2

(※1) 出典：令和5年度学校給食実施状況調査

(※2) 出典：令和5年度学校基本調査

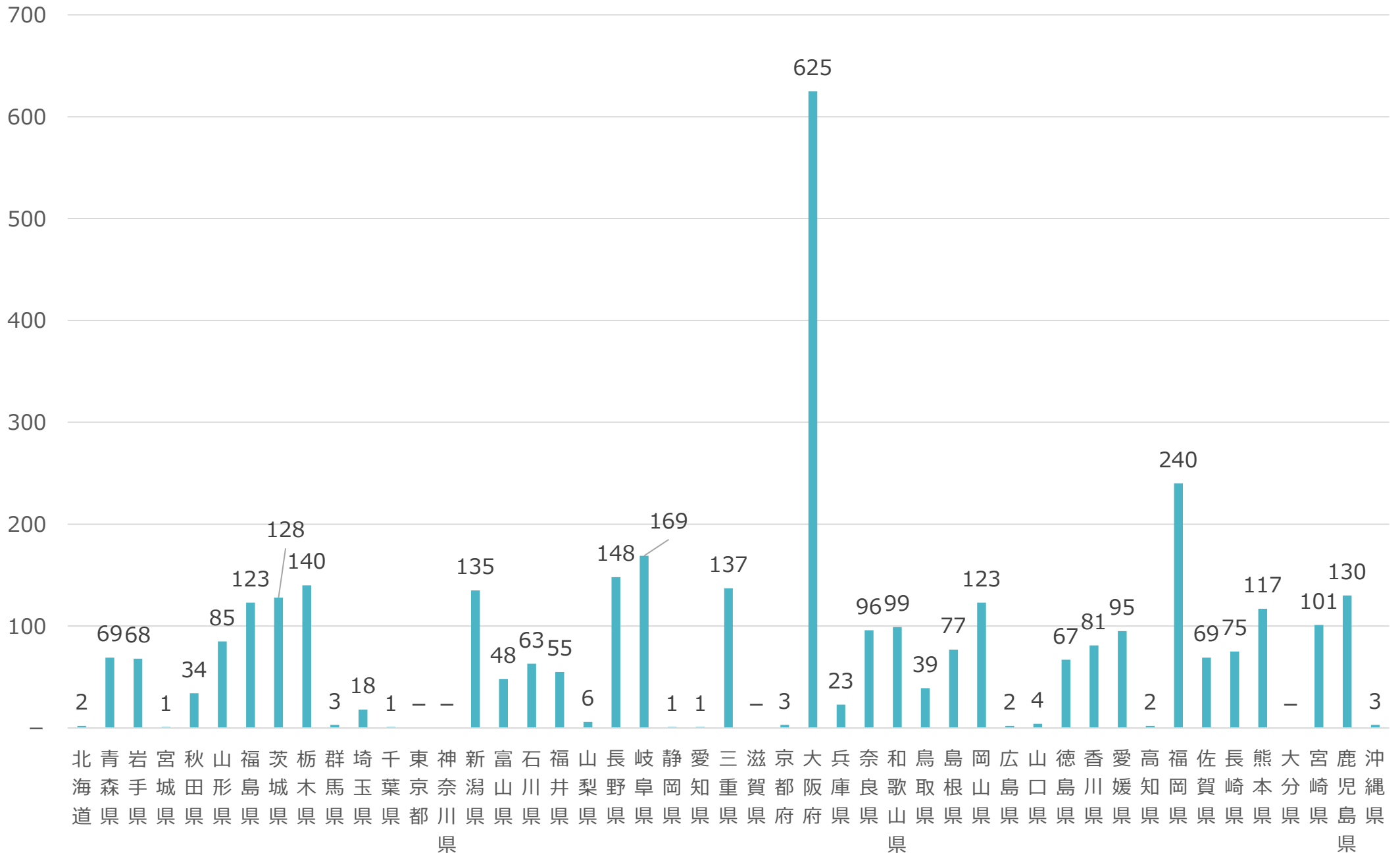
# 都道府県別教員数（養護教諭）



(※1) 出典：令和7年度学校基本調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校（全日制＋定時制）及び特別支援学校の合計値

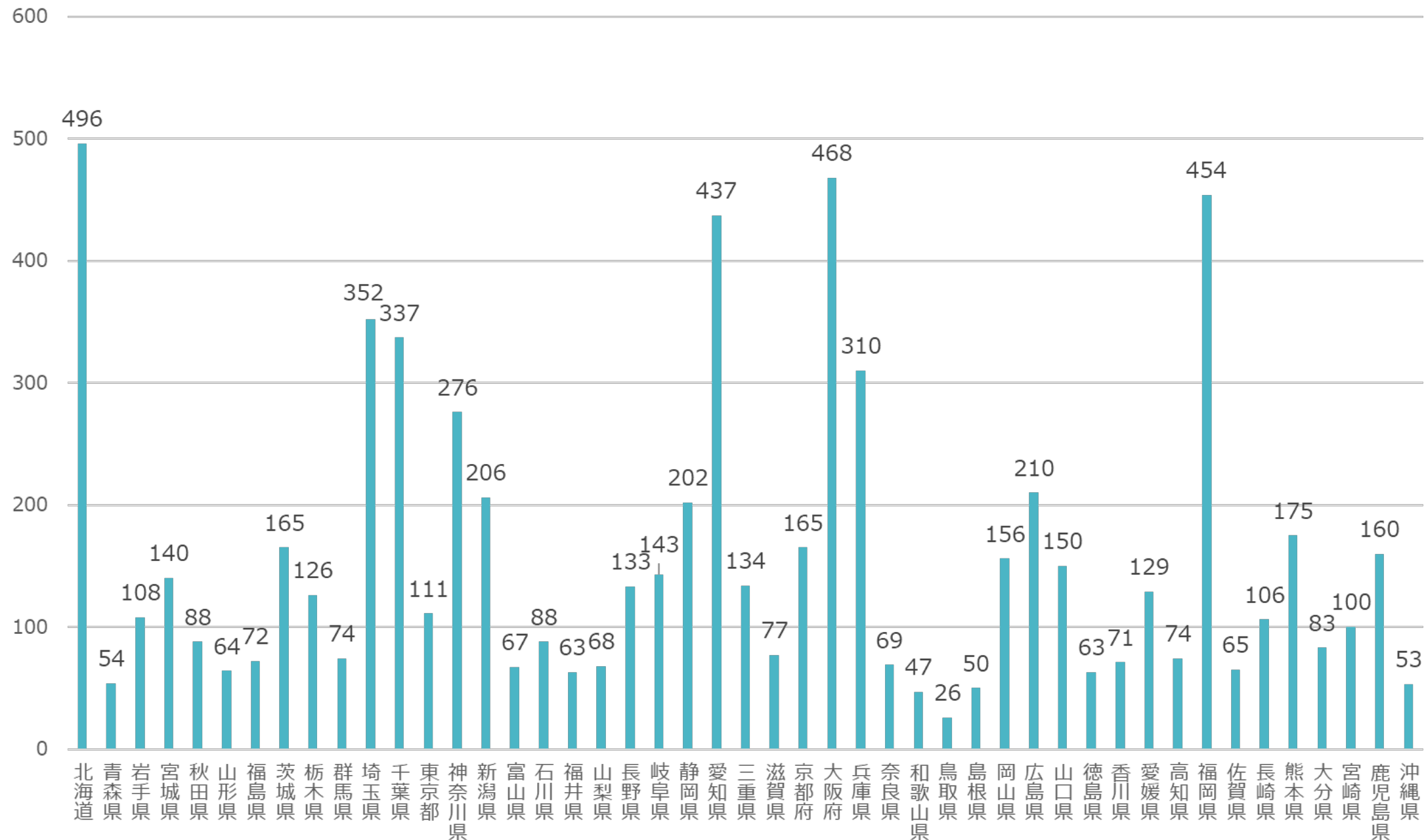
# 都道府県別教員数（養護助教諭）



(※1) 出典：令和7年度学校基本調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校（全日制+定時制）及び特別支援学校の合計値

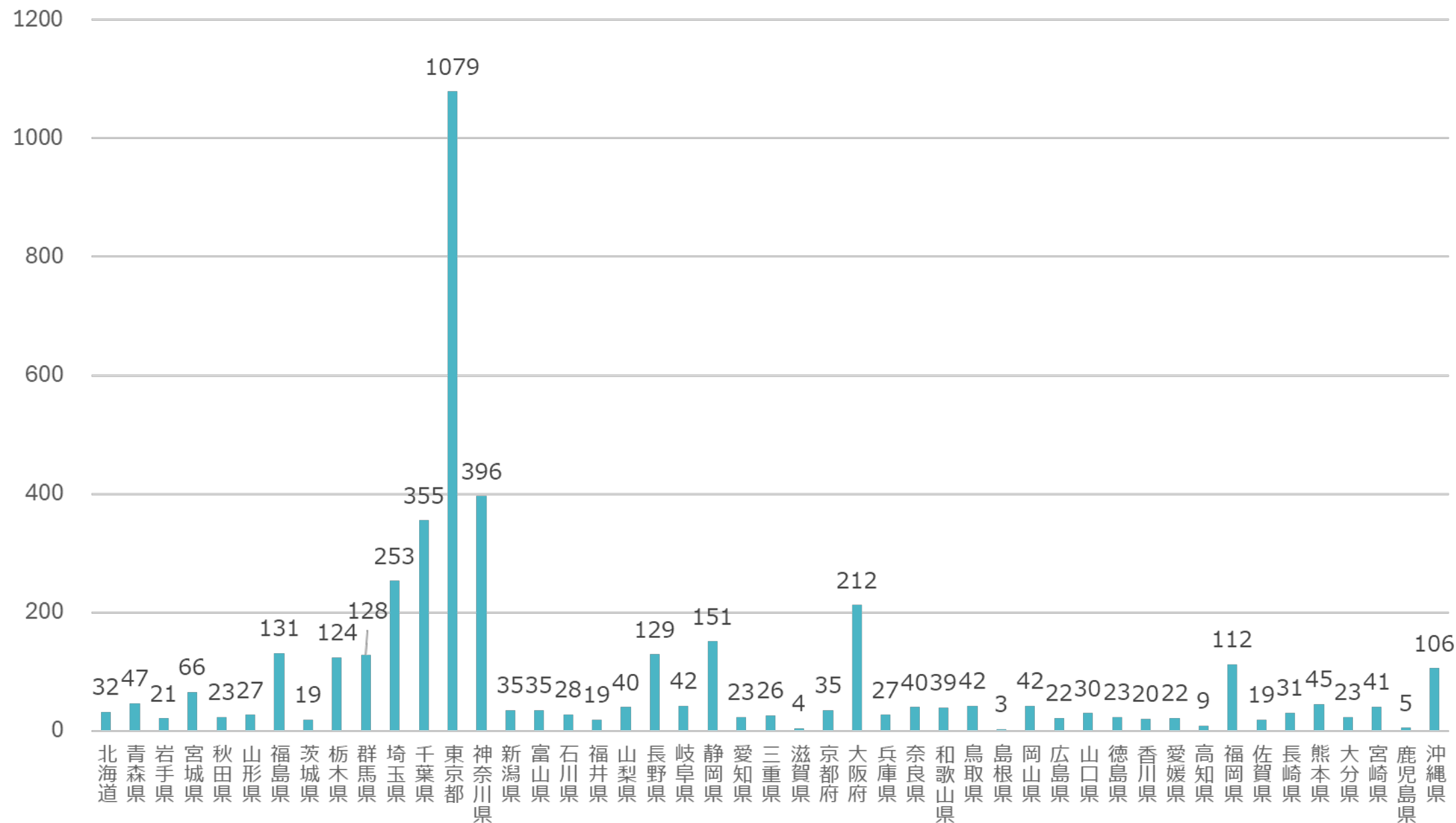
# 都道府県別教員数(栄養教諭)



(※1) 出典：令和7年度学校基本調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校(全日制+定時制)及び特別支援学校の合計値

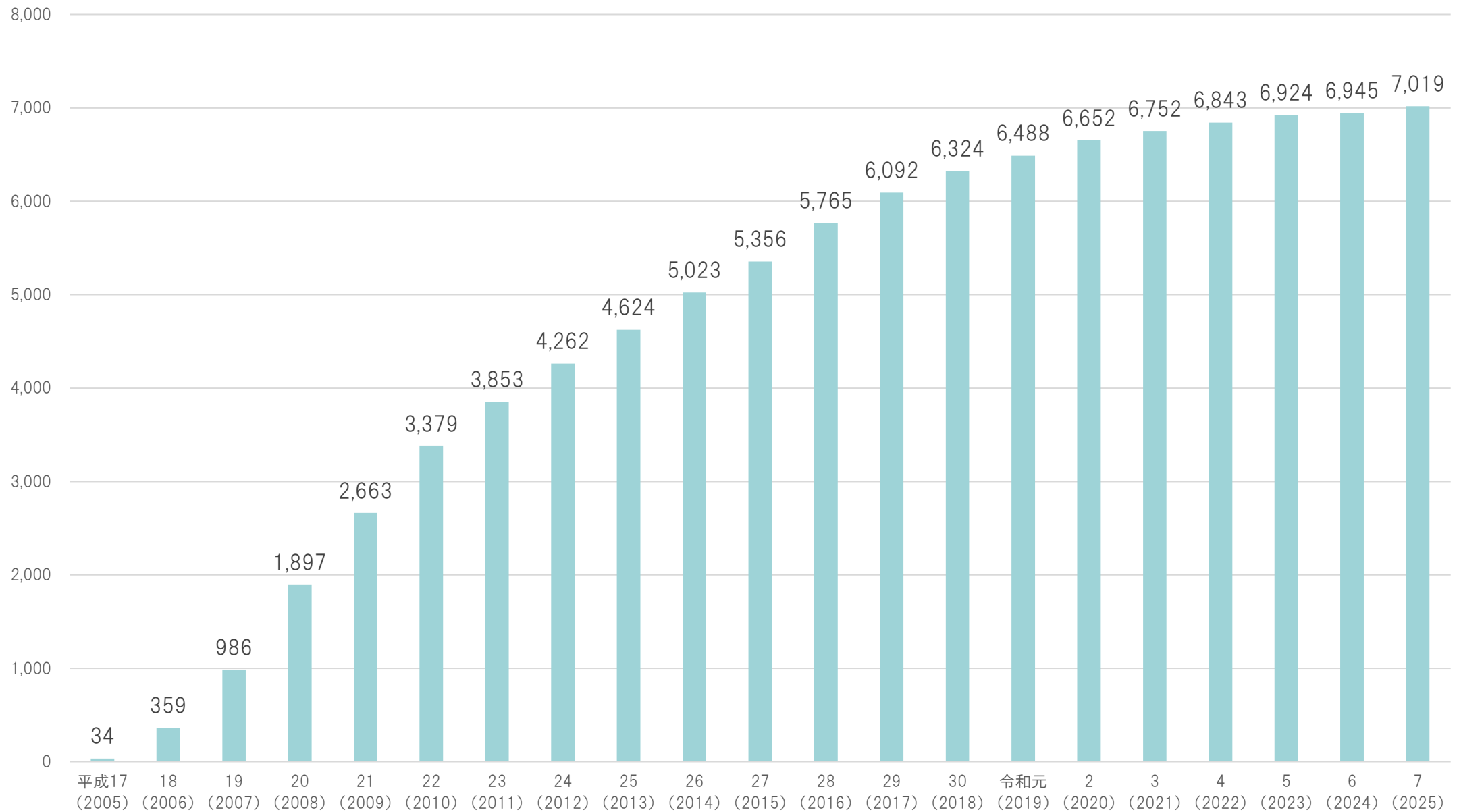
# 公立義務教育諸学校における都道府県別職員数(学校栄養職員)



(※1) 出典：令和7年度学校基本調査

(※2) 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の合計値

# 平成17～令和7年度栄養教諭配置数（公立義務教育諸学校）



# 公立義務教育諸学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置数における栄養教諭の割合 (令和7年5月1日現在)

都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
北海道	481	32	93.8%
青森県	46	47	49.5%
岩手県	107	21	83.6%
宮城県	134	66	67.0%
秋田県	85	23	78.7%
山形県	63	27	70.0%
福島県	71	131	35.1%
茨城県	159	19	89.3%
栃木県	122	124	49.6%
群馬県	71	128	35.7%
埼玉県	342	253	57.5%
千葉県	333	355	48.4%
東京都	90	1079	7.7%
神奈川県	272	396	40.7%
新潟県	203	35	85.3%
富山県	66	35	65.3%
石川県	83	28	74.8%
福井県	61	19	76.3%
山梨県	60	40	60.0%
長野県	133	129	50.8%
岐阜県	135	42	76.3%
静岡県	198	151	56.7%
愛知県	434	23	95.0%
三重県	130	26	83.3%

都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
滋賀県	77	4	95.1%
京都府	156	35	81.7%
大阪府	451	212	68.0%
兵庫県	301	27	91.8%
奈良県	67	40	62.6%
和歌山県	46	39	54.1%
鳥取県	25	42	37.3%
島根県	50	3	94.3%
岡山県	153	42	78.5%
広島県	204	22	90.3%
山口県	135	30	81.8%
徳島県	62	23	72.9%
香川県	69	20	77.5%
愛媛県	124	22	84.9%
高知県	74	9	89.2%
福岡県	440	112	79.7%
佐賀県	63	19	76.8%
長崎県	97	31	75.8%
熊本県	168	45	78.9%
大分県	74	23	76.3%
宮崎県	95	41	69.9%
鹿児島県	157	5	96.9%
沖縄県	52	106	32.9%
全国	7019	4181	62.7%

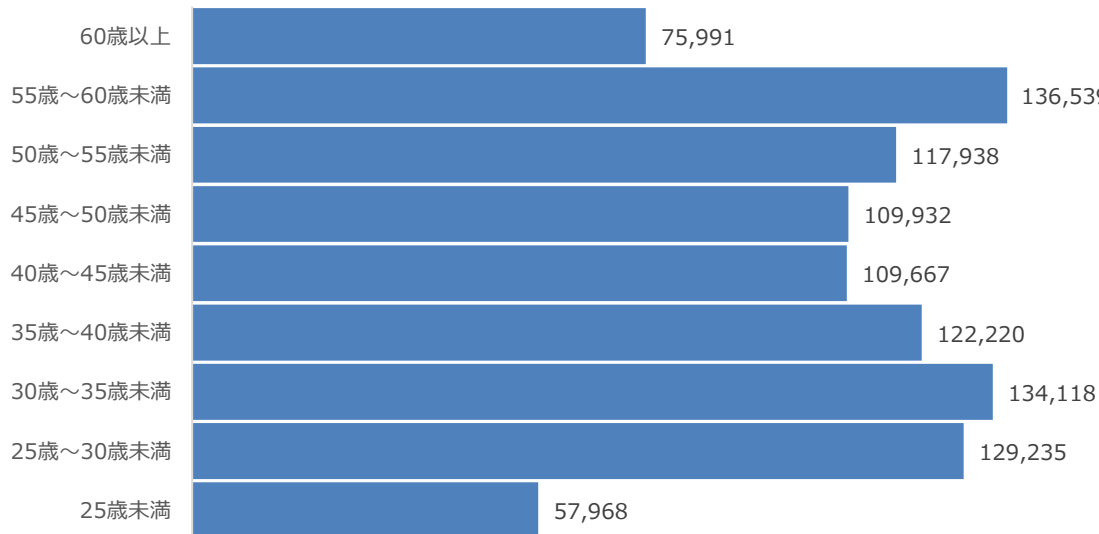
(※1) 出典：令和7年度学校基本調査

(※2) 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の合計値

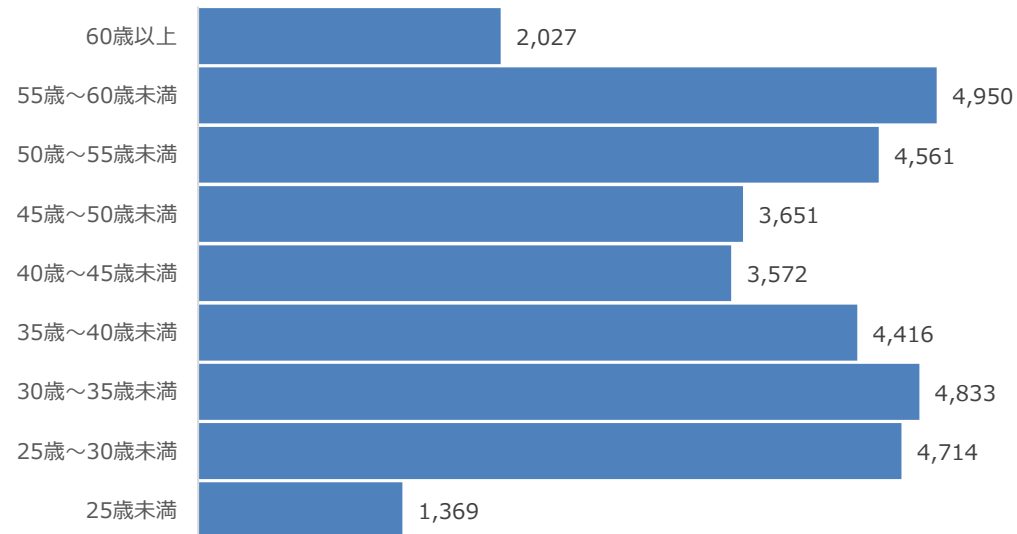
# 年齢別教員数

## 総計

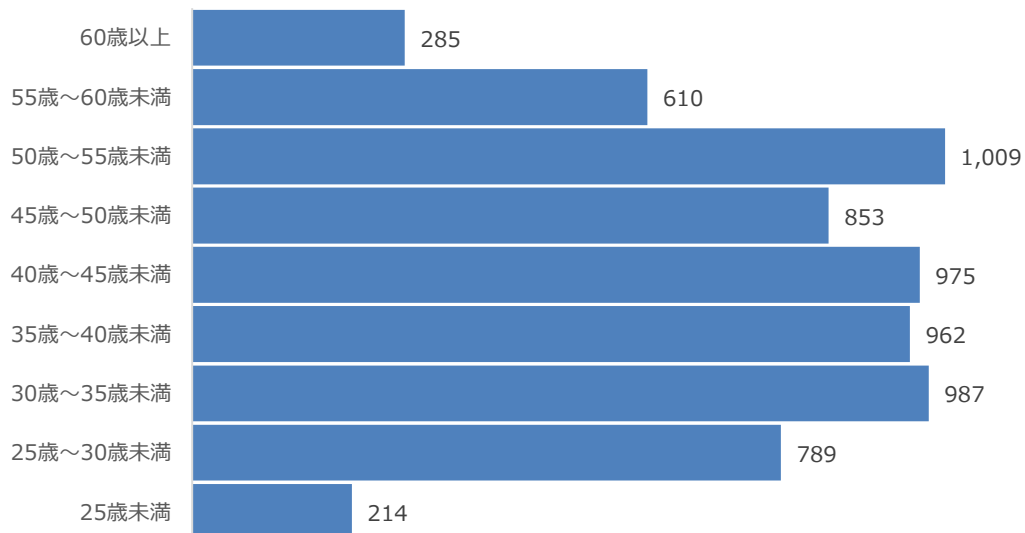
※ 本務教員の合計（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭）



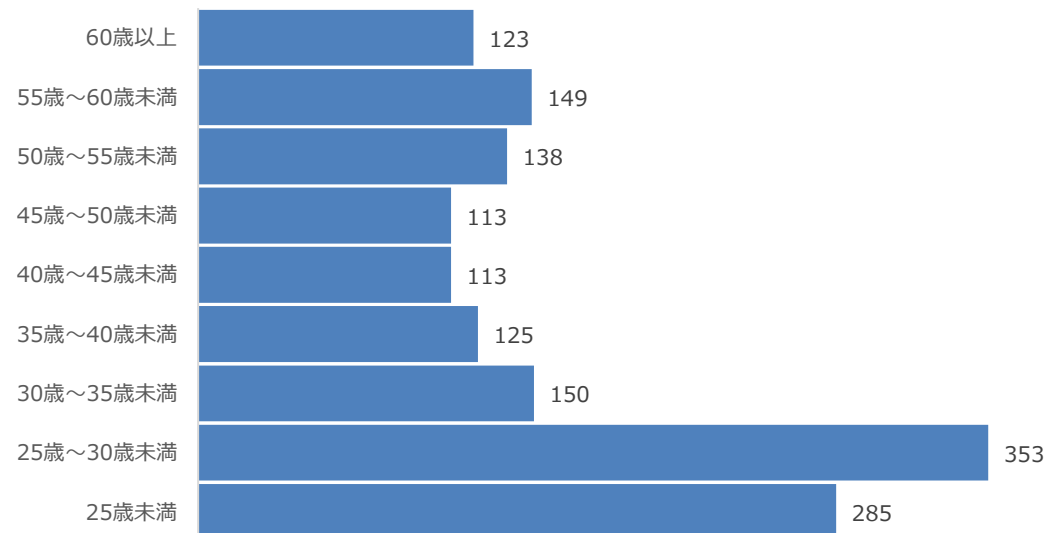
## 養護教諭



## 栄養教諭



## 養護助教諭



(※ 1) 出典：令和4年度学校教員統計調査

(※ 2) 国公私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の合計値

# (令和4年度) 養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方に係る議論の動向並びに当面する学校保健及び食育に関する課題等に対応するための方策等について検討を行うため、令和4年5月から同年12月にかけて有識者委員による意見交換を実施。

養護教諭及び栄養教諭の教職生涯を通じた資質能力の向上を見据えた際の課題となり得るものとして、以下の4点について検討を行い、学校関係者や教育委員会関係者、行政関係者等を含め、幅広い関係者における活発な議論が喚起されるよう、令和5年1月に議論の取りまとめを公表。

## (1) 求められる役割（職務の範囲）の明確化

【主な「考えられる検討の方向性」】

- ・職務の遂行のために必要な資質能力の方向性を明らかにし、国において取組を進めるとともに、それも踏まえた上で、各教育委員会において職務内容を定め、求められる役割（職務の範囲）を明確化すべき。
- ・管理職には、養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）等も踏まえた上で、校内の全ての教職員の能力を最大限発揮することができる校内体制の整備が求められる。
- ・養護教諭及び栄養教諭についても、校内での発信力の強化、学校経営への積極的な参画、他の教職員との連携による児童生徒等への指導への積極的な関与が求められる。

## (2) 「資質の向上に関する指標」を基軸とした養成と採用・研修の接続、連携

【主な「考えられる検討の方向性」】

- ・養護教諭や栄養教諭に係る「資質の向上に関する指標」の策定に当たっては、養護教諭や栄養教諭の養成・研修等に知見を有する近隣の大学等の参画・協力を求め、養護教諭や栄養教諭の職務の専門性を指標に適切に反映することが望ましい。
- ・新規採用の教師に対して求める資質については、大学等における教員養成の一つの出口を示すものであり、指標を基軸として、大学等と教育委員会等が連携することも有効。協議会における協議に当たっても、養護教諭や栄養教諭の養成・採用・研修の観点にも留意。

## (3) 新たな教員研修制度下における実効性のある研修機会の確保

【主な「考えられる検討の方向性」】

- ・新たな研修制度への移行に伴い、校内研修の重要性が更に増すことになることから、校長等の管理職のマネジメントにより校内の全ての教師が一体となった学び合いの場とすることが不可欠。

## (4) 職務遂行のインフラとしての ICT の積極的な活用

【主な「考えられる検討の方向性」】

- ・仮に養護教諭や栄養教諭について、ICT 環境の整備が遅れている現状があるのであれば、教育委員会等の責任において早急に整備を進めるべき。その上で活用が進んでいないとすれば、ICT の活用を負担としてではなく、効果的効率的な業務の推進のためのツールとして捉えて活用を進めていくことが不可欠。

# ◇ 養護教諭・栄養教諭の法的位置付け①

## 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

	養護教諭	栄養教諭
任務	幼児児童生徒の養護をつかさどる（※1）	幼児児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる
幼稚園	任意配置	任意配置
小学校	必置（※2）	任意配置
中学校	必置（※2）	任意配置
義務教育学校	必置（※2）	任意配置
高等学校	任意配置	任意配置
中等教育学校	必置（※2）	任意配置
特別支援学校	必置	任意配置

（※1） 養護教諭は、教育職員免許法附則第 14 項の規定により、当分の間、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

（※2） 学校教育法附則第 7 条の規定により、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

## ◇ 養護教諭・栄養教諭の法的位置付け②

### 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）

	養護教諭	栄養教諭
教員育成指標	対象	対象
教員研修計画	対象	対象
研修履歴の記録（※ 1）	対象	対象
初任者研修	義務付けなし（※ 2）	義務付けなし（※ 2）
中堅教諭等資質向上研修	義務付けなし（※ 2）	義務付けなし（※ 2）
指導改善研修	義務付けなし（※ 2）	義務付けなし（※ 2）
大学院修学休業	対象	対象

（※ 1）令和 5 年 4 月 1 日施行

（※ 2）法律上実施が義務付けられていないものの、任命権者の判断により、同様の研修を実施することが可能。

## II. 養成課程

# 養護教諭の免許状取得の方法について

免許状の種類		基礎資格	必要とする最低単位数
専修免許状		<u>修士の学位を有すること</u>	80単位
第1種免許状	イ 学士	<u>学士の学位を有すること</u>	56単位
	ロ 保健師	<u>保健師免許を有すること、かつ、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること</u>	12単位
	ハ 看護師	<u>看護師免許を有すること、かつ、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること</u>	22単位
第2種免許状	イ 短期大学士	<u>短期大学士の学位を有すること、又は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること</u>	42単位
	ロ 保健師	<u>保健師免許を有すること</u>	-
	ハ 保健婦 (旧保健婦規則)	<u>旧保健婦規則により都道府県知事の保健婦免許を受けた者（国家試験を免除されて厚生労働大臣の免許を受けた者を含む）</u>	-

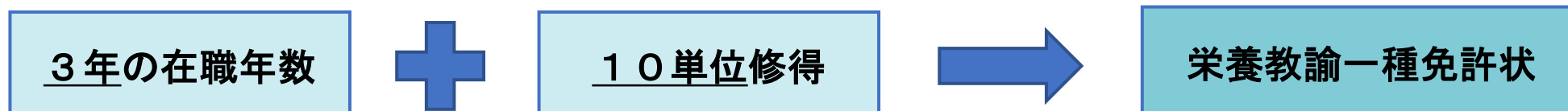
# 栄養教諭の免許状取得の方法について

## ○免許状取得要件

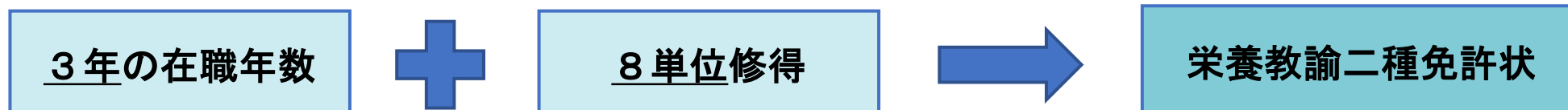
免許状の種類	基礎資格	必要とする最低単位数
専修免許状	<u>修士の学位を有すること、かつ、管理栄養士の免許を受けていること</u>	46単位
一種免許状	<u>学士の学位を有すること、かつ、管理栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること</u>	22単位
二種免許状	<u>短期大学士の学位を有すること、かつ、栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士の免許を受けていること。</u>	14単位

## ○学校栄養職員から栄養教諭への移行措置

- ・管理栄養士免許保有者又は管理栄養士養成課程修了 + 栄養士免許保有者



- ・栄養士免許保有者又は管理栄養士免許保有者



※他の教員免許状を有している場合は、上記の在職年数及び単位数を更に軽減。

# 栄養教諭の免許状の在り方について

## 食に関する指導体制の整備について（答申）（平成16年1月20日 中央教育審議会）

- 免許状の種類を専修、一種、二種としつつ、一種を標準的なものとする
- 一種免許状取得のためには管理栄養士と同程度の内容の修得を求める
- 栄養教諭は管理栄養士免許を取得することが望ましく、二種免許状保有者には一種免許状取得の努力義務を課す

## 第2章 栄養教諭制度の創設

### 2 栄養教諭の資質の確保

栄養教諭に求められる資質能力を制度的に担保するため、栄養教諭制度の創設に当たっては、保健指導と保健管理をその職務とする養護教諭の例を参考としつつ、次に示す考え方に基づいて新たに栄養教諭の免許状を創設する必要がある。

#### (1) 栄養教諭の免許状の種類及び養成の在り方

##### 1. 免許状の種類

栄養教諭の免許状の種類は、大学院、大学、短期大学等の学校種別、修業年限や修得単位数に応じて多様な教員養成機関から栄養教諭になる途を開くことにより、教員組織全体の活性化を図るとともに、上位の免許状等の取得を目指すことによる現職教員の自発的な研修を促すため、複数の種類の免許状を設けることとし、普通免許状として専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類とする。

このうち、他の教諭等と同様に、**一種免許状は普通免許状の中で標準的なものとする。**

##### 3. 栄養に関する専門性の養成

栄養に関する専門性として、免許状の種類にかかわらず食に関する指導を行うための資質能力を身に付けるため、基礎資格として栄養士の免許を取得することが必要と考える。

さらに、栄養に関する深い専門的知識・技術を養うために、**標準的な免許状である一種免許状の取得のためには、管理栄養士養成のための教育課程と同程度の内容・単位数を修得することとすべきである。**このため、一種免許状を取得するための基礎資格としては、栄養士の免許に加えて管理栄養士免許を取得するために必要な程度の専門性を有することとすることが適当と考える。また、専修免許状を取得するための基礎資格としては、管理栄養士の免許を有することとすることが適当と考える。

#### (2) 栄養教諭の上位の免許状等取得のための方策

教員免許制度上、現職の教員が研修によって、自ら資質能力の向上を図ることが期待されており、これは栄養教諭についても同様である。このため、栄養教諭の二種免許状や一種免許状を有する者が、それぞれ一種免許状や専修免許状を取得しようとする場合に、栄養教諭としての一定の在職年数と、免許法認定講習等において一定の単位を修得することにより、都道府県教育委員会が行う教育職員検定を経て取得できる措置を講ずることが必要と考える。

この場合、**二種免許状を有する者には、養護教諭の場合と同様、標準である一種免許状取得の努力義務を課す**とともに、栄養教諭としての在職年数等に応じて修得が必要な最低単位数を一定限度まで逡減する措置を講ずることが必要と考える。

その際、**栄養教諭は生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応等についての児童生徒に対する個別指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましく、**管理栄養士免許を取得した者には、栄養教諭としての在職年数や免許法認定講習等における単位修得について配慮することが必要である。

# 普通免許状の授与件数

(令和5年度)

	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	213	16,396	22,778	39,387
小学校	1,309	22,473	3,170	26,952
中学校	3,658	39,100	2,191	44,949
高等学校	4,522	50,291		54,813
特別支援学校	185	5,201	5,748	11,134
養護教諭	73	2,985	1,159	4,217
栄養教諭	17	1,028	407	1,452
特別支援学校自立教科等		32	2	34
合計	9,977	137,506	35,455	182,938

※ 高等学校教諭の普通免許状については、学士以上を要件としており、二種免許状は設けられていない。

(出典) 令和5年度教員免許状授与件数等調査

# 教職課程を有する大学等数

(令和3年4月1日現在)

区分	大学等数	教職課程を有する大学等数		免許状の種類別の教職課程を有する大学等数							
				幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校教諭	
大学	国立	82	76	92.7%	50	52	71	76	21	3	52
	公立	95	65	68.4%	12	5	44	52	18	21	7
	私立	603	467(23)	75.6%	205(13)	191(13)	400(16)	419(18)	92(4)	116	108(5)
	計	780	608(23)	76.2%	267(13)	248(13)	515(16)	547(18)	131(4)	140	167(5)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	14	7	50.0%	4	0	3		0	1	0
	私立	303	216(8)	70.1%	202(7)	21	35(1)		9	42	2
	計	317	223(8)	68.6%	206(7)	21	38(1)		9	43	2
合計		1097	831(31)	74.0%	473(20)	269(13)	553(17)	547(18)	140(4)	183	166(5)
大学院	国立	86	76	88.4%	49	53	70	76	31	9	49
	公立	86	37	43.0%	3	3	29	35	6	4	0
	私立	480	295(11)	62.0%	57(5)	71(5)	246(6)	269(9)	28	31	12(1)
	計	652	408(11)	63.2%	109(5)	127(5)	345(6)	380(9)	65	44	61(1)
専攻科	国立	13	13	100.0%	0	0	0	1	0	0	12
	公立	13	2	15.4%	0	1	0	0	0	0	1
	私立	46	17	37.0%	3	6	12	13	1	0	0
	計	72	32	44.4%	3	7	12	14	1	0	13
短期大学専攻科	国立	0	0	0.0%	0	0			0	0	0
	公立	2	1	50.0%	1	0			0	0	0
	私立	84	16	19.0%	10	2			5	0	0
	計	86	17	19.8%	11	2			5	0	0
(専門学校等) 養成機関	国立	7	7		0	0			6	0	1
	公立	1	1		0	0			1	0	0
	私立	28	28		26	1			1	2	0
	計	36	36		26	1			8	2	1

※1 括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。

※2 通信教育課程を有する大学においても、教職課程の科目のうち教育実習等の一部の科目は通学昼間スクーリングで実施される。

# 養護教諭普通免許状取得における養護及び教職に関する科目について

区分	左記区分に含めることが必要な事項	専修	第1種				第2種	
			イ 学士	ロ 保健師	ハ 看護師	イ 短期大学士		
第二欄 養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	4	○	左記○4科目に含まれる内容について3単位以上	○	左記○2科目についてそれぞれ2単位以上 左記■2科目について合わせて2単位以上	2
	学校保健	2	2	○		■		1
	養護概説	2	2	○		■		1
	健康相談活動の理論及び方法	2	2					2
	栄養学（食品学を含む。）	2	2	○		○		2
	解剖学及び生理学	2	2					2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2					2
	精神保健	2	2					2
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10					10
第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	○	左記○3科目のうち1以上の科目について2単位以上	○	左記○3科目のうち1以上の科目について2単位以上	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）							
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）							
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			○		○		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			○		○		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）							
第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6				3	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）							
	生徒指導の理論及び方法							
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
第五欄 教育実践に関する科目	養護実習	5	5	○	2単位以上	○	2単位以上	4
	教職実践演習	2	2					2
第六欄	大学が独自に設定する科目	31	7					4
		80	56		12		22	42

# 栄養教諭普通免許状取得における栄養及び教職に関する科目について

区分		左項区分に含めることが必要な事項	栄養教諭		
			専修免許状	一種免許状	二種免許状
第二欄	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	4	2
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
		食生活に関する歴史的及び文化的事項			
		食に関する指導の方法に関する事項			
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6	3
		教育の方法及び技術(情報機器及び機材の活用を含む。)			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理解及び方法			
第五欄	教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2	2
		教職実践演習	2	2	2
第六欄	大学が独自に設定する科目		24		
			46	22	14

## Ⅲ. 採用

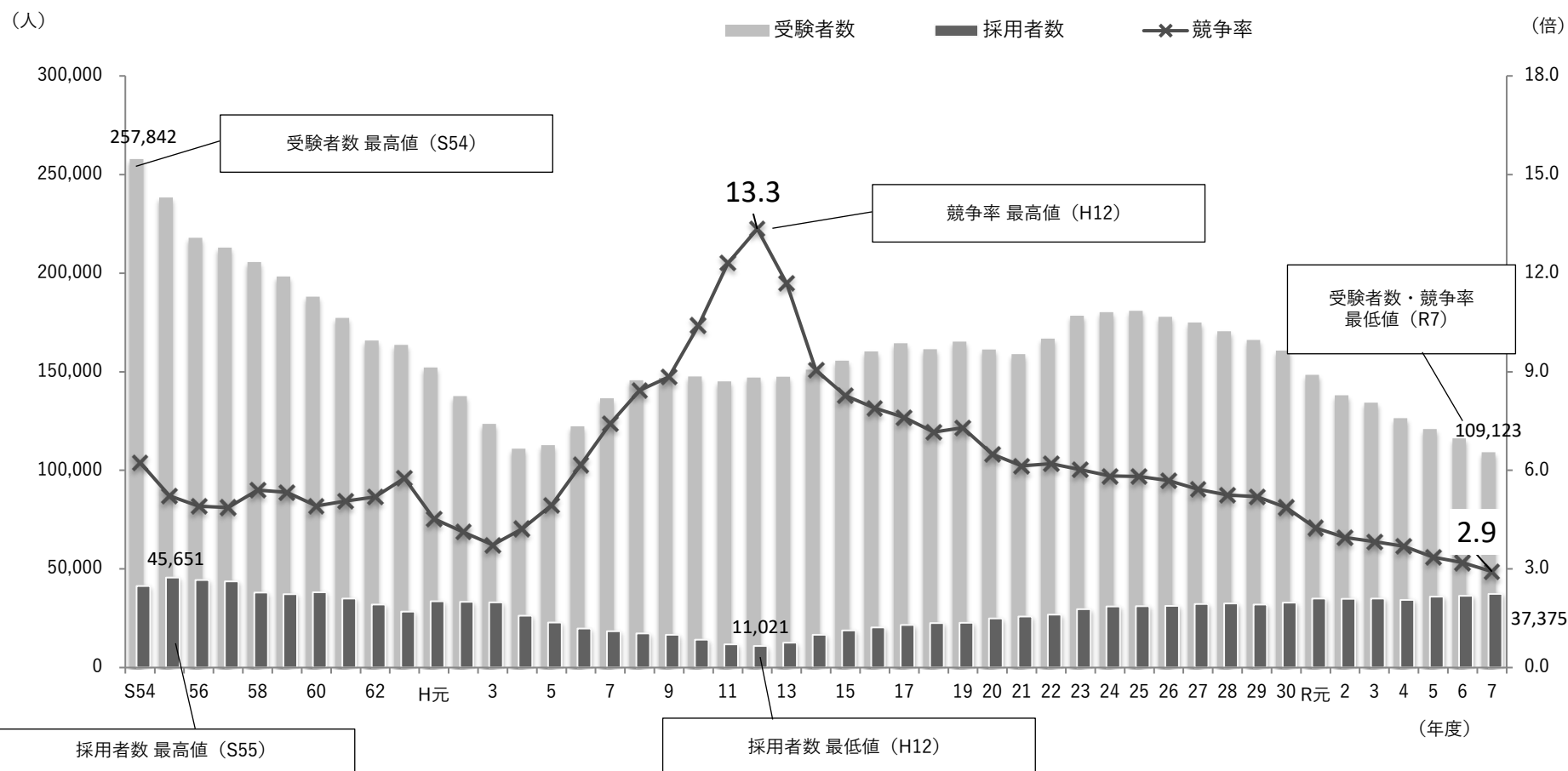
# 公立学校の教員採用選考試験における受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)【総計】

○全体の競争率(採用倍率)は、2.9倍で、前年度の3.2倍から減少

- ・採用者総数は、37,375人で、前年度に比較して954人増加(昭和61年度以降最多)
- ・受験者総数は、109,123人で、前年度に比較して7,059人減少(過去最少)

(注)「総計」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計

総計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



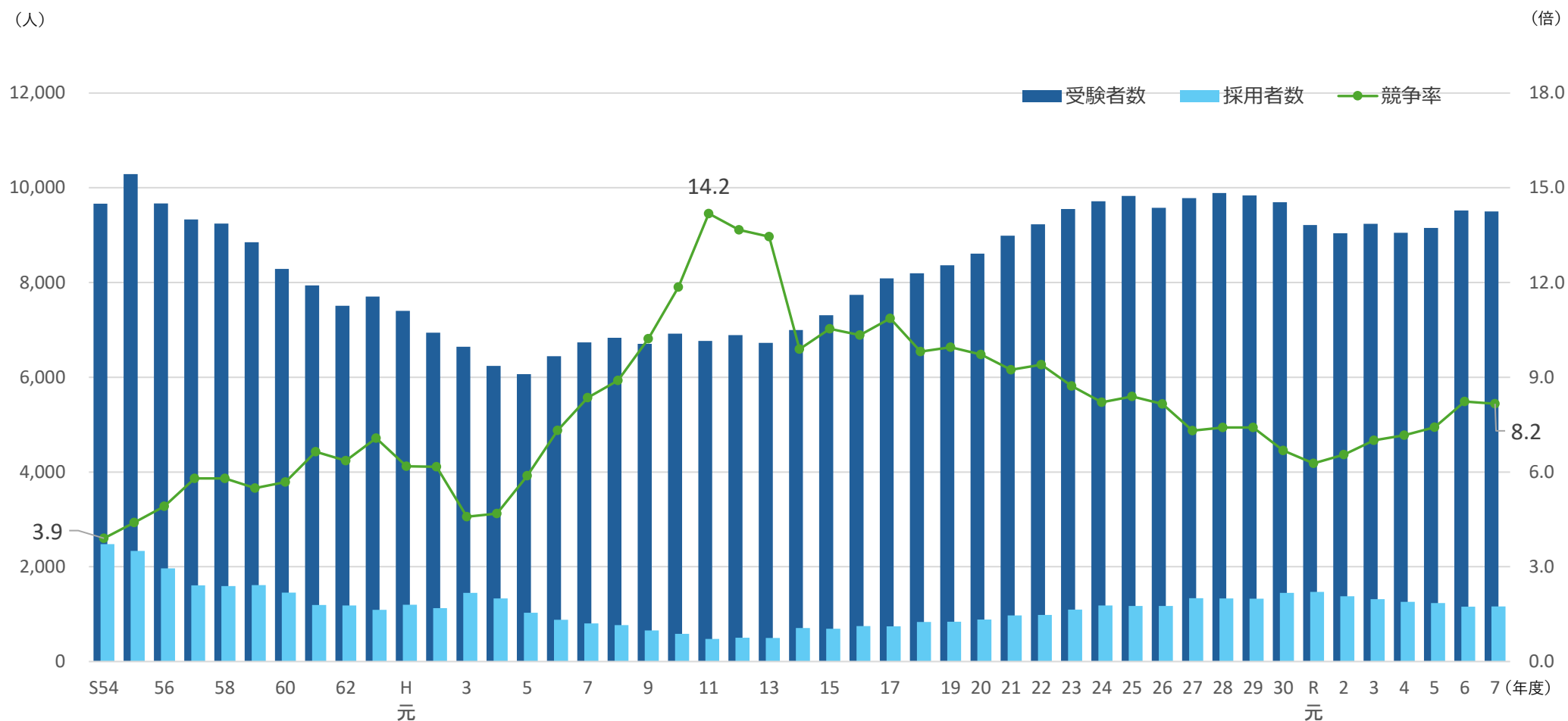
(出典) 文部科学省「令和7年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

# 公立学校の教員採用選考試験における受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)【養護教諭】

○養護教諭の競争率（採用倍率）は、8.2倍で、前年度の8.2倍と同水準

- ・採用者数は、1,164人で、前年度に比較して7人増加
- ・受験者数は、9,499人で、前年度に比較して23人減少

養護教諭 受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移

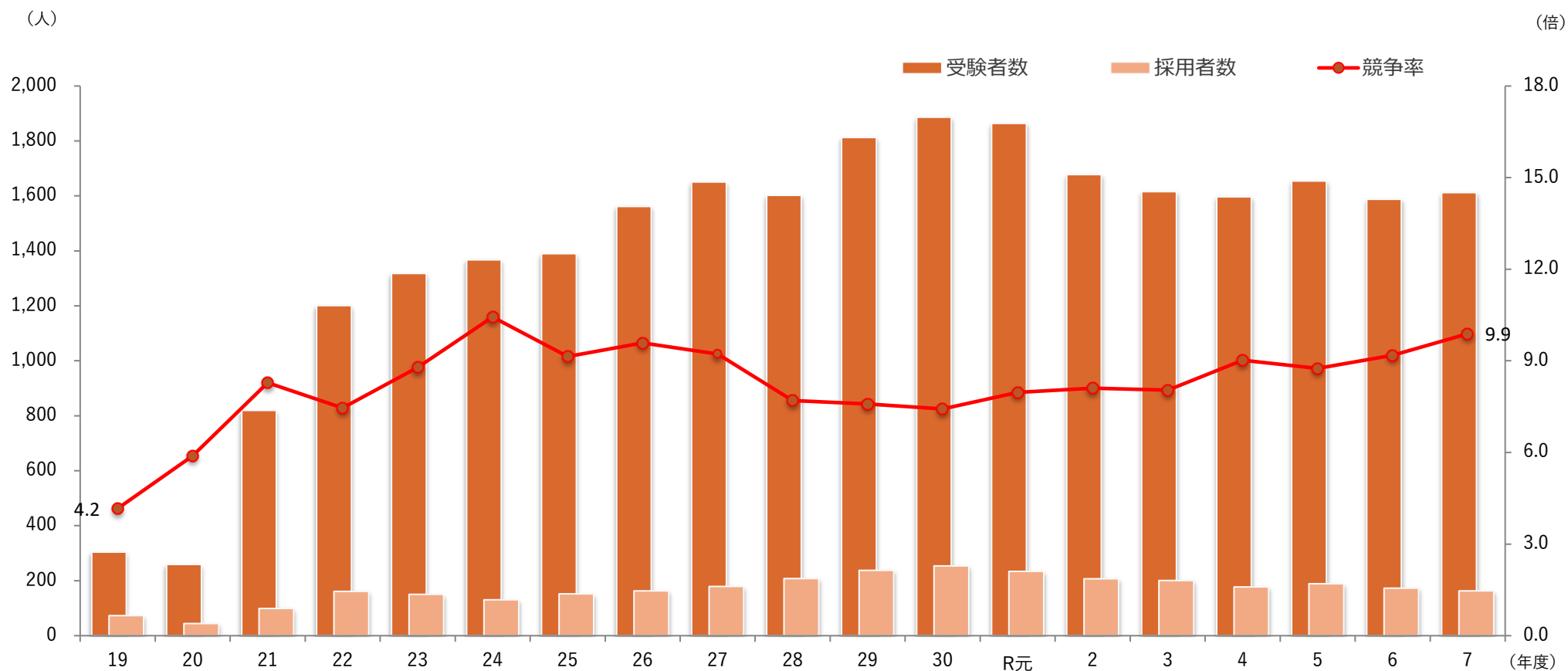


# 公立学校の教員採用選考試験における受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)【栄養教諭】

○栄養教諭の競争率(採用倍率)は、9.9倍で、前年度の9.2倍から上昇

- ・採用者数は、163人で、前年度に比較して10人減少
- ・受験者数は、1,612人で、前年度に比較して24人増加

栄養教諭 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



# 公立学校教員採用選考試験における受験者数の内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者	国立教員養成 大学・学部	人数	7,920 (7,710)	5,150 (5,186)	2,391 (2,320)	1,165 (1,188)	1,234 (1,151)	5 (3)	17,865 (17,558)
		比率	23.0% (21.1%)	14.1% (13.2%)	12.1% (10.8%)	16.1% (15.0%)	13.0% (12.1%)	0.3% (0.2%)	16.4% (15.1%)
	一般大学 ・学部	人数	24,156 (26,060)	28,428 (30,554)	14,542 (15,870)	5,382 (6,009)	6,657 (6,620)	1,284 (1,284)	80,449 (86,397)
		比率	70.2% (71.5%)	77.6% (77.8%)	73.8% (74.1%)	74.2% (75.9%)	70.1% (69.5%)	79.7% (80.9%)	73.7% (74.4%)
	短期大学等	人数	1,025 (1,203)	574 (635)	79 (106)	208 (208)	1,393 (1,533)	264 (252)	3,543 (3,937)
		比率	3.0% (3.3%)	1.6% (1.6%)	0.4% (0.5%)	2.9% (2.6%)	14.7% (16.1%)	16.4% (15.9%)	3.2% (3.4%)
	大学院	人数	1,333 (1,486)	2,469 (2,898)	2,693 (3,126)	497 (513)	215 (218)	59 (49)	7,266 (8,290)
		比率	3.9% (4.1%)	6.7% (7.4%)	13.7% (14.6%)	6.9% (6.5%)	2.3% (2.3%)	3.7% (3.1%)	6.7% (7.1%)
	計	人数	34,434 (36,463)	36,621 (39,278)	19,705 (21,425)	7,252 (7,920)	9,499 (9,522)	1,612 (1,588)	109,123 (116,196)

# 公立学校教員採用選考試験における採用者数の内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	養護教諭	栄養教諭	計	
採用者	国立教員養成 大学・学部	人数	4,892 (4,671)	2,386 (2,267)	824 (773)	741 (691)	259 (255)	1 (1)	9,103 (8,658)
		比率	28.6% (27.8%)	23.5% (23.1%)	16.0% (15.7%)	20.3% (19.5%)	22.3% (22.0%)	0.6% (0.6%)	24.4% (23.8%)
	一般大学 ・学部	人数	11,089 (11,024)	6,896 (6,611)	3,486 (3,245)	2,575 (2,554)	785 (754)	140 (149)	24,971 (24,337)
		比率	64.9% (65.6%)	67.8% (67.3%)	67.7% (66.0%)	70.5% (71.9%)	67.4% (65.2%)	85.9% (86.1%)	66.8% (66.8%)
	短期大学等	人数	397 (431)	131 (135)	30 (52)	85 (83)	87 (113)	18 (20)	748 (834)
		比率	2.3% (2.6%)	1.3% (1.4%)	0.6% (1.1%)	2.3% (2.3%)	7.5% (9.8%)	11.0% (11.6%)	2.0% (2.3%)
	大学院	人数	700 (667)	755 (817)	812 (847)	249 (223)	33 (35)	4 (3)	2,553 (2,592)
		比率	4.1% (4.0%)	7.4% (8.3%)	15.8% (17.2%)	6.8% (6.3%)	2.8% (3.0%)	2.5% (1.7%)	6.8% (7.1%)
	計	人数	17,078 (16,793)	10,168 (9,830)	5,152 (4,917)	3,650 (3,551)	1,164 (1,157)	163 (173)	37,375 (36,421)

# 公立学校教員採用選考試験における採用率の内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	養護教諭	栄養教諭	計
採用率 (%)	国立教員養成 大学・学部	61.8% (60.6%)	46.3% (43.7%)	34.5% (33.3%)	63.6% (58.2%)	21.0% (22.2%)	20.0% (33.3%)	51.0% (49.3%)
	一般大学	45.9% (42.3%)	24.3% (21.6%)	24.0% (20.4%)	47.8% (42.5%)	11.8% (11.4%)	10.9% (11.6%)	31.0% (28.2%)
	短期大学等	38.7% (35.8%)	22.8% (21.3%)	38.0% (49.1%)	40.9% (39.9%)	6.2% (7.4%)	6.8% (7.9%)	21.1% (21.2%)
	大学院	52.5% (44.9%)	30.6% (28.2%)	30.2% (27.1%)	50.1% (43.5%)	15.3% (16.1%)	6.8% (6.1%)	35.1% (31.3%)
	計	49.6% (46.1%)	27.8% (25.0%)	26.1% (22.9%)	50.3% (44.8%)	12.3% (12.2%)	10.1% (10.9%)	34.3% (31.3%)

# 所属校種別保有免許状種別の割合

単位：%

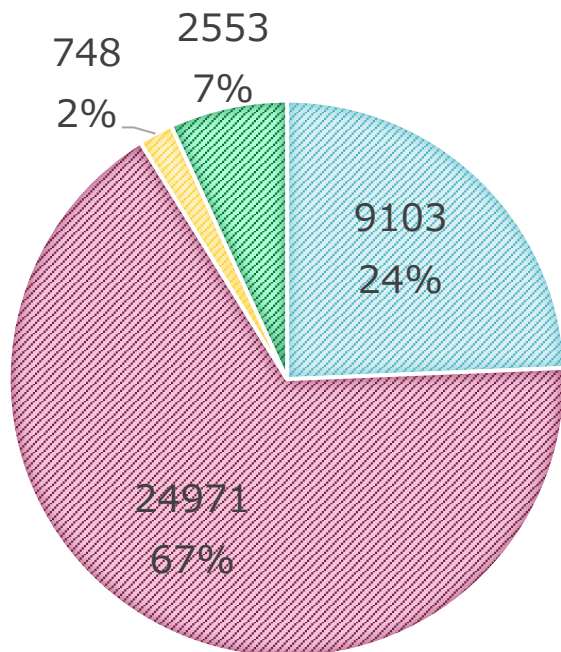
所属校種	保有免許状					
	養護教諭			栄養教諭		
	専修	一種	二種	専修	一種	二種
幼稚園	2.1	66.9	31.1	0	47.1	52.9
幼保連携型 認定こども園	6.7	51.0	42.3	12.8	26.7	60.6
小学校	4.1	82.8	13.1	0.6	78.4	20.9
義務教育学校	3.6	80.9	15.5	2.7	78.7	18.7
中学校	4.9	77.0	18.2	0.9	73.6	25.5
中等教育学校	4.0	82.7	13.3	0	100	0
高等学校	7.4	80.8	11.7	11.1	66.7	22.2
特別支援学校	6.1	81.6	12.4	0.7	77.7	21.5

# 公立学校教員採用選考試験における採用者の学歴別内訳

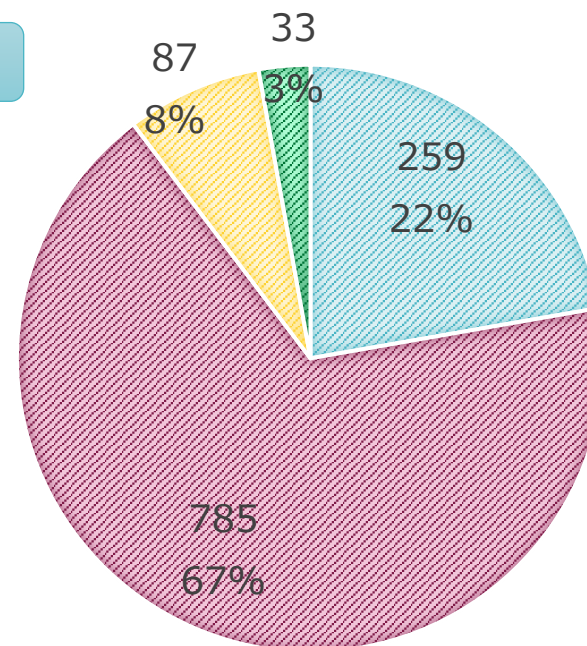
- 国立教員養成大学・学部
- 一般大学・学部
- 短期大学等
- 大学院

## 総計

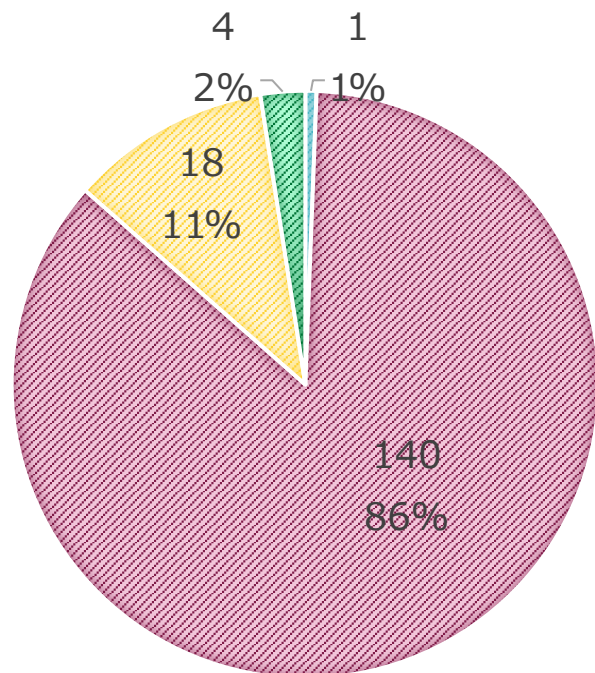
※小・中・高等学校の教員のほか、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭を含む。



## 養護教諭



## 栄養教諭



(出典) 文部科学省「令和7年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

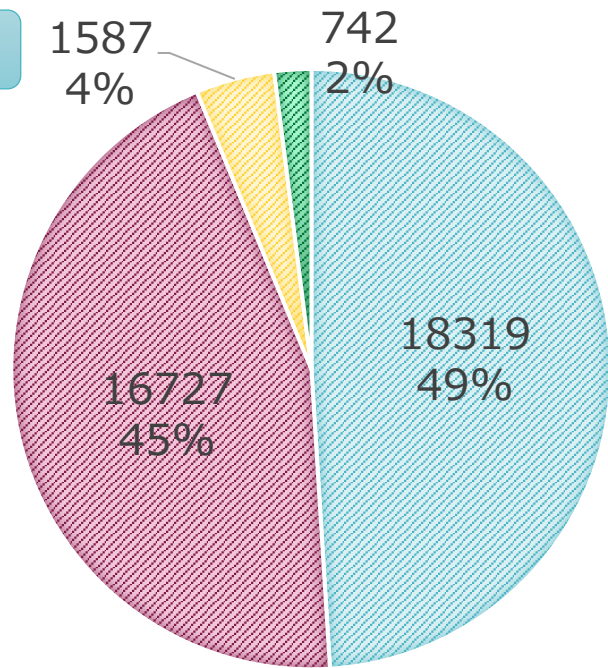
(注1) 「国立教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。

(注2) 「短期大学等」には、短期大学のほか、指定教員養成機関、高等専門学校、高等学校、専修学校等出身者を含む。

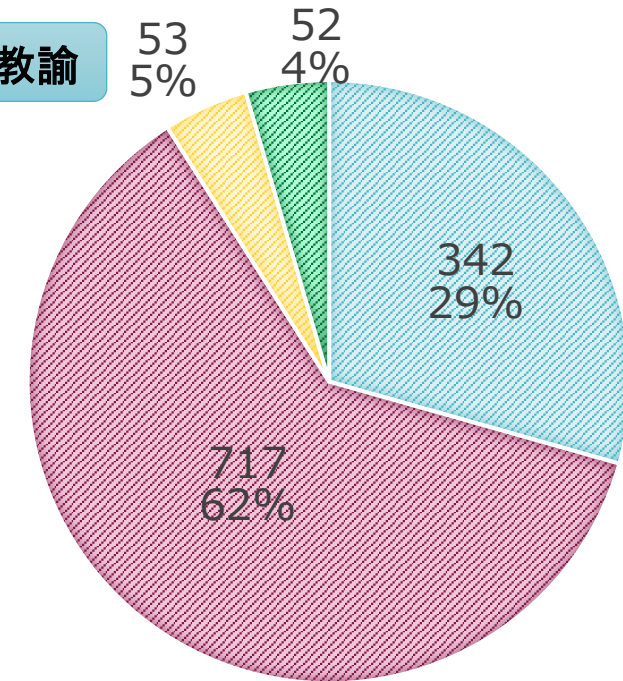
# 公立学校教員採用選考試験における採用者の採用前状況別内訳

■ 新規学卒者 ■ 教職経験者 ■ 民間企業等経験者 ■ その他既卒者

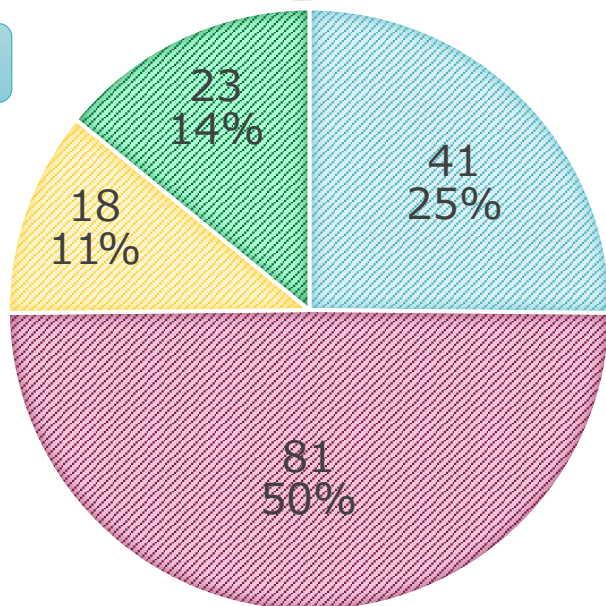
## 総計



## 養護教諭



## 栄養教諭



(出典)文部科学省「令和7年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1)「教職経験者」とは公立学校教員採用前の職として国公立学校の教員であった者をいう。

(注2)「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。

栄養教諭については、**新規採用募集がなく、栄養教諭免許を持っていても、栄養教諭ではなく学校栄養職員等としてしか入職できないケースが存在。**

## 教師の採用等の改善に係る取組について（通知）

（4 教教人第27号令和5年1月10日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）

### 3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築

絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で、学校の教職員組織は、同じような背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との関わりを持ち続ける組織や、当該人材を取り入れた組織であることが望まれます。

また、多様な専門性を有する教職員集団を構築するためには、外部の人材を活用することにとどまらず、教師自身が、全ての教師に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて、新たな領域の専門性を身に付けるなどの強みを伸ばすことが重要となります。教師の採用に当たっても、令和2年度から順次実施されている学習指導要領等の改訂を踏まえつつ、教職課程と大学等で展開される多様な授業科目の学修成果や大学等の内外を通じた様々な経験などを考慮し、学校現場における今日的な教育課題に対応した特定分野に強みや専門性を持った人材の採用に努めてください。その際、特に以下の点に留意してください。

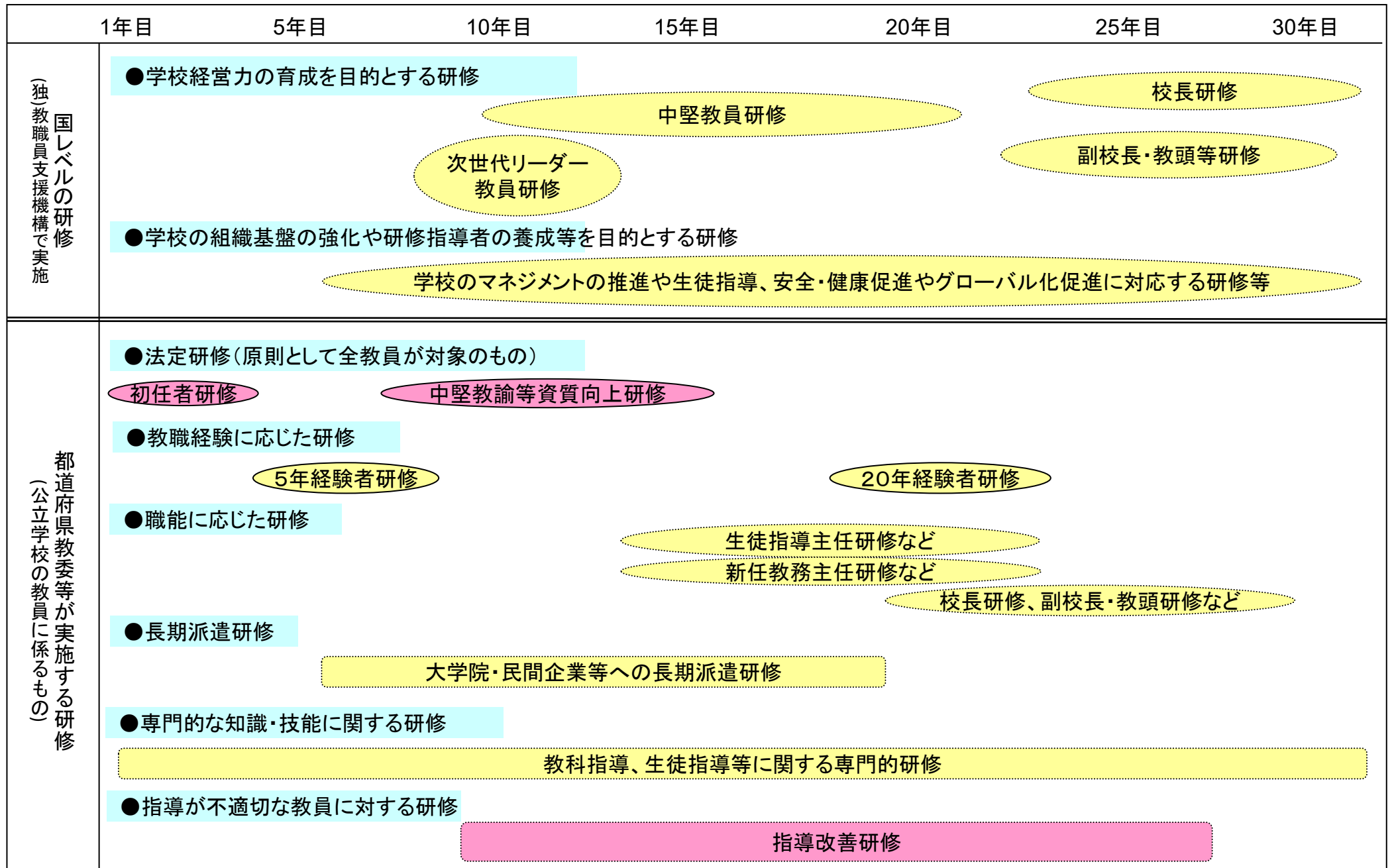
#### （8）食に関する指導の充実に向けた栄養教諭の計画的な採用

平成17年の栄養教諭制度の創設以降、各地域において栄養教諭の任用・配置が進んでいるところですが、地域間においてその状況に差異が見られるところです。

令和答申において指摘されているとおり、ますます多様化する社会の変化の中で、子供たちの置かれている生活環境も様々であり、食育においても今まで以上に個別に寄り添った支援が求められています。栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして担うことを職務としており、偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等に適切に対応し、食に関する指導を充実させるためにも、新規採用や学校栄養職員からの速やかな移行を含め、栄養教諭の計画的な採用を進めていただくようお願いいたします。

## IV. 研修

# 教員研修の実施体系



法定研修
  法定研修以外の研修

# 初任者研修の概要

1. 目的 : 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得させる
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者  
※教諭等とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことを指し、**養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含まれない**。（なお、研修実施者の判断により、法律上初任者研修の実施が義務付けられていない者に対して同様の研修を実施することは可能）
3. 実施者 : 研修実施者（都道府県・指定都市教育委員会、中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会）  
※幼稚園については、任命権者（ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会）
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第23条（昭和63年制度創設、平成元年度から実施）
5. 研修内容 : 研修実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した例>

## I. 校内研修

時間数：週10時間以上、年間300時間以上  
 指導教員を中心とする指導及び助言

## II. 校外研修

日数：年間25日間以上  
 ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導  
 ②企業・福祉施設等での体験研修  
 ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修  
 ④宿泊研修

## 初任者研修の実施状況

### ○研修対象者数

小学校：15,958人 中学校：8,973人  
 高等学校：4,346人 特別支援学校：2,988人 計32,265人

### ○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・サービス、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

### ○初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7.0時間	7.0時間	8.3時間	7.5時間

### ○初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
14.9日	14.8日	15.6日	15.1日

# 中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的 : 教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等 (指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定)  
※教諭等とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことを指し、**養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含まれない**。(なお、研修実施者の判断により、法律上中堅教諭等資質向上研修の実施が義務付けられていない者に対して同様の研修を実施することは可能)  
※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標  
※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画
3. 実施者 : 研修実施者 (都道府県・指定都市教育委員会、中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)  
※幼稚園については、任命権者 (ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第24条 (平成29年度から実施) ※前身の十年経験者研修は平成15年度から実施
5. 研修内容 : 研修実施者が定める

＜十年経験者研修 (中堅教諭等資質向上研修の前身) について文部科学省が教育委員会に示した例＞

※中堅教諭等資質向上研修においては、日数の例を示していない

## I. 長期休業期間等の研修

日数 : 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所 : 教育センター等

講師 : ベテラン教員、指導主事

内容 : 教科指導、生徒指導等に関する研修

## II. 課業期間の研修

日数 : 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所 : 主として学校内

指導助言 : 校長、教頭、教務主任等

内容 : 授業研究、教材研究等

## 中堅教諭等資質向上研修の実施状況

### ○研修対象者数

小学校 : 15,760人 中学校 : 9,319人  
高等学校 : 6,358人 特別支援学校 : 3,905人  
幼稚園 : 463人 幼保連携型認定こども園 : 464人 計36,269人

### ○研修の年間実施日数 (平均)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
16.2日	16.2日	16.5日	16.6日	9.9日	10.3日

### ○研修内容

教科指導、教育課程の編成、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育・男女共同参画、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

出典 : 文部科学省 中堅教諭等資質向上研修実施状況 (令和5年度) 調査結果  
※調査対象 : 128都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

# 指導改善研修の概要

1. 目的 : 児童等に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図る
2. 対象者 : 公立の小学校等の**教諭等**のうち、児童等に対する指導が不適切であると認定した者  
※教諭等とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことを指し、**養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含まれない**。(なお、任命権者の判断により、法律上指導改善研修の実施が義務付けられていない者に対して同様の研修を実施することは可能)
3. 実施者 : 任命権者
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第25条等 (平成20年度から実施)
5. 研修内容 : 任命権者が定める

※実施日数については、教育公務員特例法において「一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる」とされている。

## (指導改善研修後の措置)

任命権者が、指導改善研修後も指導の改善が不十分で、児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める場合には、免職その他の必要な措置を講ずる。

# 令和6年度公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標策定に関するアンケート調査

## 調査の概要

実施主体：独立行政法人教職員支援機構

調査対象：67自治体（47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会）

調査期間：令和6年10月（基準日：令和6年10月1日）

調査方法：メールによる質問紙調査

回収件数：68（1自治体のみ、学校教育関係課室と幼児教育関係課室のそれぞれから回答いただいたため。）

職種	令和5年度までに作成	令和6年度に修正予定	令和6年度に作成予定
校長	67	4	0
副校長	46	2	0
教頭	55	3	1
主幹教諭	44	1	0
指導教諭	24	0	0
教諭	67	5	0
助教諭	11	0	0
養護教諭	66	8	0
養護助教諭	9	1	0
栄養教諭	65	7	0
（幼稚園）園長	31	2	2
（幼稚園）副園長	17	1	2
（幼稚園）教諭	35	2	3
主幹保育教諭	11	0	2
指導保育教諭	11	0	1
保育教諭	19	0	4
助保育教諭	8	0	1
事務職員	17	2	1
寄宿舎教諭	1	0	0
実習教諭	1	0	0
実習助手	4	0	0
その他	15	2	1

# 養護教諭の初任者・中堅を対象とした研修実施状況詳細①

## 調査概要

実施主体：文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課  
 調査対象：130団体（47都道府県・20指定都市・62中核市教育委員会、  
 1複数の自治体による広域連携地区） 回収件数：129（99%）  
 調査期間：令和8年1月（基準日：令和6年度）  
 調査方法：webアンケートシステムによる質問紙調査

## 養護教諭 【初任者対象】

### 研修対象有無・対象者数合計

	対象者あり	対象者数
都道府県（47）	47	1088
指定都市（19）	19	179
中核市等（63）	45	98
計（129）	111	1365

※中核市等には複数の自治体による広域連携地区1件を含む。以下同じ。

### 研修実施方式

	団体数
拠点校方式	39
メンター方式	36
その他の方式	56

### 他自治体との合同実施

	団体数
都道府県において、域内の自治体（指定都市除く）と合同で実施	47
都道府県において、域外の自治体（指定都市含む）と合同で実施	3
指定都市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	2
中核市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	32

### 研修内容別実施割合

	校内	校外
児童生徒性暴力等の防止等	47	57
公務員倫理・服務	78	87
セクシュアル・ハラスメント	50	62
危機管理	78	78
勤務時間を意識した働き方	52	64
メンタルヘルス	72	87
対人関係能力（コミュニケーション能力）	60	78
保護者との関係づくり	82	74
地域との連携・協働	80	62
学校間連携	61	61
健康診断	89	85
健康観察	87	83
救急処置	88	86
疾病の予防と管理（感染症含む）	87	88
アレルギー疾患の対応	78	84
心身の健康課題	84	84
保健室経営計画	86	85
学校環境衛生	86	76
保健組織活動（学校保健委員会含む）	89	80
保健教育（性に関する指導を含む）	87	86
薬物乱用防止教育	63	57

### 研修実施時間・日数平均

	時間又は日数
校内研修（週あたり時間数）	2.0
校外研修（年間日数）	11.2
宿泊研修（年間日数）	2.6
夏季休業期間（年間日数）	2.8
上記以外の校外（年間時間数）	4.1

### 大学・大学院との連携

	団体数
大学・大学院の講座等を研修の一部に活用	0
研修教材等を協同で作成	2
養成段階との連携を意識した研修内容を議論	15
研修内容やプログラムを協同作成	2
個々人に応じた研修プログラムを協同作成	0
大学や大学院へ講師の派遣を依頼	48
受講者の評価を大学・大学院と協力して行う	0
研修の一部を大学・大学院の単位として認定	0

### 国立・私立教員の受入

	団体数
一つ以上の研修で国立附属学校教員を受入	25
一つ以上の研修で私立学校教員を受入	10

### 研修内容の弾力的実施

	団体数
教職大学院修了者に対する一部免除	9
教職大学院修了者に対する高度な内容実施	0
臨任経験者等に対する一部免除	5
「教師養成塾」等の受講者に対する一部免除	0
民間企業等経験者等に対する一部免除	1

# 養護教諭の初任者・中堅を対象とした研修実施状況詳細②

## 養護教諭 【中堅等対象】

### 研修対象有無・対象者数合計

	対象者あり	対象者数
都道府県（47）	46	920
指定都市（19）	19	191
中核市等（63）	48	167
計（129）	113	1278

### 研修対象者の設定方法

	団体数
単年で設定した教職経験年数の者	71
前・後期等の複数年で設定した教職経験年数の者	117
連続する複数年で設定した教職経験年数の者	117

### 他自治体との合同実施

	団体数
都道府県において、域内の自治体（指定都市除く）と合同で実施	36
都道府県において、域外の自治体（指定都市含む）と合同で実施	3
指定都市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	0
中核市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	30

### 研修実施時間・日数平均

	時間又は日数
研修実施日数（年間日数）	9.0
オンデマンド研修（年間時間数）	7.0
夏季休業期間（年間日数）	2.3

### 研修内容別実施団体割合 (%)

	実施割合
児童生徒性暴力等の防止等	49
公務員倫理・サービス	73
セクシュアル・ハラスメント	43
危機管理	76
勤務時間を意識した働き方	46
メンタルヘルス	61
対人関係能力（コミュニケーション能力）	64
保護者との関係づくり	66
地域との連携・協働	61
学校間連携	52
健康診断	59
健康観察	60
救急処置	70
疾病の予防と管理（感染症含む）	65
アレルギー疾患の対応	65
心身の健康課題	76
保健室経営計画	67
学校環境衛生	57
保健組織活動（学校保健委員会含む）	68
保健教育（性に関する指導を含む）	78
薬物乱用防止教育	50

### 研修対象者の勤務年数

	団体数	団体数
4年目	117	117
5年目	117	116
6年目	117	115
7年目	117	115
8年目	117	115
9年目	117	115

### 大学・大学院との連携

	団体数
大学・大学院の講座等を研修の一部に活用	8
研修教材等を協同で作成	1
養成段階との連携を意識した研修内容を議論	10
研修内容やプログラムを協同作成	2
個々人に応じた研修プログラムを協同作成	1
大学や大学院へ講師の派遣を依頼	54
受講者の評価を大学・大学院と協力して行う	0
研修の一部を大学・大学院の単位として認定	0

### 国立・私立教員の受入

	団体数
一つ以上の研修で国立附属学校教員を受入	34
一つ以上の研修で私立学校教員を受入	6

### 免許法認定講習との相互認定

	団体数
中堅等対象研修を免許法認定講習として認定を受けている	3
免許法認定講習で取得した単位により中堅等対象研修の一部を代替	5

# 栄養教諭の初任者・中堅を対象とした研修実施状況詳細①

## 栄養教諭 【初任者対象】

### 研修対象有無・対象者数合計

	対象者あり	対象者数
都道府県（47）	31	201
指定都市（19）	17	65
中核市等（63）	16	40
計（129）	64	306

### 研修実施方式

	団体数
拠点校方式	26
メンター方式	22
その他の方式	47

### 他自治体との合同実施

	団体数
都道府県において、域内の自治体（指定都市除く）と合同で実施	34
都道府県において、域外の自治体（指定都市含む）と合同で実施	4
指定都市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	3
中核市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	21

### 研修内容別実施割合

	校内	校外
児童生徒性暴力等の防止等	33	38
公務員倫理・服務	62	64
セクシュアル・ハラスメント	38	40
危機管理	57	60
勤務時間を意識した働き方	43	44
メンタルヘルス	48	56
対人関係能力（コミュニケーション能力）	53	57
保護者との関係づくり	59	57
地域との連携・協働	62	51
学校間連携	53	46
食に関する指導（全体計画）	64	68
食に関する指導（給食指導）	67	71
食に関する指導（教科等）	66	69
食に関する指導（個別相談指導）	62	65
給食管理（栄養管理）	65	67
給食管理（衛生管理）	65	68

### 研修実施時間・日数平均

	時間又は日数
校内研修（週あたり時間数）	2.5
校外研修（年間日数）	10.0
宿泊研修（年間日数）	3.0
夏季休業期間（年間日数）	2.4
上記以外の校外（年間時間数）	3.1

### 大学・大学院との連携

	団体数
大学・大学院の講座等を研修の一部に活用	1
研修教材等を協同で作成	2
養成段階との連携を意識した研修内容を議論	16
研修内容やプログラムを協同作成	1
個々人に応じた研修プログラムを協同作成	0
大学や大学院へ講師の派遣を依頼	27
受講者の評価を大学・大学院と協力して行う	6
研修の一部を大学・大学院の単位として認定	0

### 国立・私立教員の受入

	団体数
一つ以上の研修で国立附属学校教員を受入	22
一つ以上の研修で私立学校教員を受入	6

### 研修内容の弾力的実施

	団体数
教職大学院修了者に対する一部免除	6
教職大学院修了者に対する高度な内容実施	0
臨任経験者等に対する一部免除	3
「教師養成塾」等の受講者に対する一部免除	0
民間企業等経験者等に対する一部免除	2

# 栄養教諭の初任者・中堅を対象とした研修実施状況詳細②

## 栄養教諭 【中堅等対象】

### 研修対象有無・対象者数合計

	対象者あり	対象者数
都道府県（47）	40	322
指定都市（19）	10	48
中核市等（63）	18	30
計（129）	68	400

### 研修対象者の設定方法

	団体数
単年で設定した教職経験年数の者	53
前・後期等の複数年で設定した教職経験年数の者	16
連続する複数年で設定した教職経験年数の者	20

### 他自治体との合同実施

	団体数
都道府県において、域内の自治体（指定都市除く）と合同で実施	29
都道府県において、域外の自治体（指定都市含む）と合同で実施	3
指定都市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	1
中核市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	18

### 研修実施時間・日数平均

	時間又は日数
研修実施日数（年間日数）	8.6
オンデマンド研修（年間時間数）	3.0
夏季休業期間（年間日数）	2.4

### 研修内容別実施団体割合（%）

	実施割合
児童生徒性暴力等の防止等	31
公務員倫理・服務	56
セクシュアル・ハラスメント	38
危機管理	57
勤務時間を意識した働き方	36
メンタルヘルス	40
対人関係能力（コミュニケーション能力）	51
保護者との関係づくり	49
地域との連携・協働	53
学校間連携	43
食に関する指導（全体計画）	63
食に関する指導（給食指導）	64
食に関する指導（教科等）	65
食に関する指導（個別相談指導）	58
給食管理（栄養管理）	60
給食管理（衛生管理）	62

### 研修対象者の勤務年数

	団体数	団体数
4年目	92	92
5年目	92	91
6年目	92	91
7年目	92	91
8年目	92	91
9年目	92	91

### 大学・大学院との連携

	団体数
大学・大学院の講座等を研修の一部に活用	6
研修教材等を協同で作成	1
養成段階との連携を意識した研修内容を議論	7
研修内容やプログラムを協同作成	1
個々人に応じた研修プログラムを協同作成	0
大学や大学院へ講師の派遣を依頼	40
受講者の評価を大学・大学院と協力して行う	0
研修の一部を大学・大学院の単位として認定	0

### 国立・私立教員の受入

	団体数
一つ以上の研修で国立附属学校教員を受入	20
一つ以上の研修で私立学校教員を受入	6

### 免許法認定講習との相互認定

	団体数
中堅等対象研修を免許法認定講習として認定を受けている	2
免許法認定講習で取得した単位により中堅等対象研修の一部を代替	3